

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

村田町の人口は、昭和40年をピークに減少に転じており、平成29年度末現在で、11,195人となっている。

また、村田町は古くから山形県との交通の要衝として栄えた町であり、東北自動車道開通と、村田インターチェンジが整備されたことにより、村田工業団地が整備され、製造業を中心とした企業進出が相次ぎ、仙南地区における大規模な産業集積を誇る町となっている。村田町の企業のほとんどは中小企業、小規模事業者であり、少子高齢化の影響等により、人手不足・後継者不足等の課題に直面しており、町内の産業基盤が失われかねない状況である。人口減少が見込まれる本町において、事業者の事業継続と更なる発展のため、今後労働生産性の向上は、喫緊の課題となっている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内経済全体の向上を図るとともに、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越え、更なる経済発展を目指す。

また、中小企業・小規模事業者を支援する姿勢を明確にすることにより、町内事業者の自発的な活性化の動きにつなげていく。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

村田町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が村田町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、

本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

村田町の産業は、インターチェンジ周辺、平地部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、村田町町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

村田町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が村田町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。